

死刑求刑の可能性がある事件の弁護人選任に関する意見書

2025年（令和7年）10月15日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、死刑求刑の可能性がある事件については、被疑者段階及び被告人段階を通じて、4名以上の弁護人が確保されるよう、以下の事項を求める。

- 1 国選弁護人を選任する場合には、4名以上の国選弁護人を選任すること（私選弁護人と国選弁護人が併存する場合には、私選弁護人と合わせて4名以上になるように国選弁護人を選任すること）。
- 2 私選弁護人が選任される場合には、その人数を3名以下に制限しないこと。

第2 意見の理由

1 問題の所在

法定刑に死刑が含まれており、かつ、過去の量刑傾向¹に照らして死刑求刑の可能性がある事件（以下「死刑求刑可能性事件」という。）²は、弁護人の活動に被疑者・被告人の生命が懸かっている。

死刑求刑可能性事件は、弁護人の活動次第で被疑者・被告人の生命が左右されるという点で、弁護人の責任及び弁護人に求められる活動が他の重大事件と質的に大きく異なる。

どれだけ悲惨な事件でも、裁判官・裁判員に死刑の選択をためらわせる事情がどこにある可能性はある。そのような事情を積み重ねて裁判官・裁判員を説得することが、死刑求刑可能性事件の弁護人に課せられた責務である。死刑求刑可能性事件のこれまでの裁判例に関する詳細な検討はもちろん、検察官の提示するストーリーとは異なる被告人像を裁判官・裁判員に示すために事実を徹底的に集めなければならない。そして、その事実を手掛かりに、検察官の提示する事件像とは異なる事件像を提示することができないか、弁護人は事件に

¹ 死刑求刑可能性事件に当たるかどうかは、罪名、罪数、死亡被害者数等を考慮することになるが、死亡被害者1名の殺人事件であっても、死刑求刑可能性事件に当たらないと判断すべきではない。事案によっては、死亡被害者1名の殺人事件であっても、死刑求刑された事例はある。また、先行している事件が比較的軽くても、捜査の対象となることが確実な重大事件が控えていれば、死刑求刑可能性事件に該当する場合がある。なお、過去の量刑傾向は、被疑者段階であっても、裁判所の量刑検索システムを利用して検索することが可能である。

² 実際に複数選任を求める段階では、報道や起訴・追起訴、証拠開示などで得られた情報から、弁護人が死刑の求刑があり得るか否かについて一応の判断ができるようになっているのが通常である。そして、複数選任を求められた裁判所は、弁護人が示した理由に基づいて死刑求刑の可能性が否定できないケースであるのかを判断すれば足りるのであり、そのような判断は十分に可能であると考えられる。

ついて誰よりも深く検討しなければならない。

捜査段階では、被疑者との頻回の接見により、事情聴取や精神的援助を行う必要がある。被疑者の成育歴等の調査、関係者への聴取りは速やかに開始しなければならない。責任能力等について専門家への意見聴取が必要となる場合もある。公判で継続して有効な弁護活動ができるよう、捜査段階から積極的に弁護活動を展開しなければならない。

公判段階では、記録を精査し、証拠開示を徹底して求める。そして、記録及び開示証拠を検討した結果を踏まえ、引き続き現場の調査等の必要な調査を行い、関係者から事情を聴取する。被告人からも、更に詳細な事情を聞き取る。弁護士だけではなく、他の領域の専門家の協力を得なければならない事件も多い。様々な専門領域についての知識を得て、協力してくれる専門家を探し、その意見をどのように具体的に弁護活動に反映させるのかを検討しなければならない。

さらに、マスコミ対応をする必要が生じる場合も多く、被害者・被害者遺族に対する対応を要することもある。

弁護人はこれだけ広範囲に、徹底した調査・検討を要するのであるから、本来、このような活動内容に見合うだけの人数の弁護人が選任されるべきである。

また、死刑求刑可能性事件も、当事者対等の原則の下で運用されるべきところ、訴追側は、捜査段階、公判段階を通じて検察官、検察事務官、さらに多くの警察官らが死刑求刑可能性事件においてチームとして一体となって活動していることを忘れてはならない。

死刑求刑可能性事件において、訴追側当事者の数とそれによる活動量の膨大さを考慮したとき、相対する被訴追側の法律家、すなわち弁護人がこれと均衡をとり得る人数で活動することは、当事者対等を実質的に実現し、手続の公正さを確保する観点からは必須のことである。

それでもかかわらず、裁判所（被疑者段階は、裁判官）が国選弁護人の追加選任を認めず、又は私選弁護人の人数を制限することで、3名以下の弁護人で対応せざるを得ない死刑求刑可能性事件がなお存在している。各弁護士会や当連合会の有志によるバックアップチームによる事実上の援助では、弁護人の人数の不足を補うことはできない。

弁護人の数が極端に少ない今まで、依頼者の生命が懸かった弁護活動に従事しなければならない事案が現実に存在しているのであり、どの裁判所に係属したかという偶然の事情により、看過すべきでない格差が生じている。

このような状況は、死刑という究極の刑罰が科される可能性がある事件の手

続の在り方という観点からも、また、現在の死刑量刑に関する判例に照らした具体的弁護活動の必要性という観点からも、到底は認することはできない。

そこで、本意見書では、死刑の不可逆性と他の刑罰との質的相違を踏まえて、死刑求刑可能性事件の手続の在り方を明らかにした上で、死刑求刑可能性事件における弁護活動のため、少なくとも4名以上の弁護人が確保されるべきことを述べる。また、弁護人選任に関する現行法の規定は、4名以上の弁護人を確保することの障害にならないことを明らかにする。

2 死刑の不可逆性と他の刑罰との質的相違

最高裁判所昭和23年3月12日大法廷判決・刑集2巻3号191頁は、「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。死刑は、まさにあらゆる刑罰のうちで最も冷厳な刑罰であり、またまことにやむを得ざるに出ずる窮屈の刑罰である。それは言うまでもなく、尊厳な人間存在の根元である生命そのものを永遠に奪い去るものだからである。」と判示した。

死刑は、一旦執行されれば決して取り返しがつかない不可逆的な刑罰であり、他の刑罰とは質的に大きく異なる。

その意味で、死刑求刑可能性事件は、犯罪事実に争いがある場合はもとより、たとえ犯罪事実に争いがない場合であっても、常に「死刑が適用されるか否か」という、極めて重要な争点を含む事件なのである³。

3 死刑求刑可能性事件の手続の在り方

(1) 死刑制度が、基本的人権の根本をなす生命に対する権利（国際人権（自由権）規約第6条）を国が剥奪する制度であること、また、えん罪の可能性を排斥できないことなどから、当連合会は「死刑制度問題に関する提言」（2002年11月22日）において死刑の執行停止を提言し、2016年の第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択するなど、死刑を廃止すべき旨を提言してきたところである。

本来、死刑は廃止されるべきであるが、仮に死刑が存置されるのであれば、最高裁が述べるように、死刑の適用範囲を「やむを得ざる」範囲に限定しなければならない。そして、具体的な事件において、死刑の適用が真にやむを得ないものか否かを判断するためには、十分な判断資料を基に、徹底した防御

³ 「日本の死刑制度について考える懇話会」の報告書（2024年11月13日取りまとめ）は、「現在の日本の刑事裁判が、とりわけ死刑との関係で誤判のおそれを排除するために、採ることの可能な制度的手段を尽くしているかどうかについて検討が必要とされる」とした上で、「この点について見ると、現在の日本の刑事裁判が誤判のおそれを払拭するために採ることの可能な制度的手段を尽くしているかどうかには疑問がある」と指摘している。

がなされる必要がある。死刑求刑可能性事件については、人の生命を奪うという重大な結果に対応した手続保障がなされなければならない。

(2) 昭和23年最高裁判決は、死刑を「まことにやむを得ざるに出する窮極の刑罰」とし、他の刑罰との質的相違を認めている。また、二つの最高裁判所平成27年2月3日決定(刑集69巻1号1頁、同99頁)も、死刑を「あらゆる刑罰のうちで最も冷厳で誠にやむを得ない場合に行われる究極の刑罰」であると位置付ける。その上で、「結論を出すに当たっては、各要素に与えられた重みの程度・根拠を踏まえて、総合的な評価を行い、死刑を選択することが真にやむを得ないと認められるかどうかについて、前記の慎重に行わなければならないという観点及び公平性の確保の観点をも踏まえて議論を深める必要」があり、「死刑の科刑が是認されるためには、死刑の選択をやむを得ないと認めた裁判体の判断の具体的、説得的な根拠が示される必要」があると指摘する。

最高裁が死刑の判断をするに当たって要求する特別な判断過程、判断結果の具体的な妥当性、そしてこれを支える判断根拠の説得性を確保するためには、判断や議論の素材となる、十分な証拠が法廷に顕出される必要がある。また、各要素についてその重みを踏まえた上で検討し、総合的な評価をするためには、両当事者による質・量ともに十分な攻撃防御が展開される必要があり、そのための資源や時間が確保されなければならない。これを可能にするためには、特別な手続保障が必要であり、このように解するのが、憲法第36条及び第31条の趣旨にかなう。

なお、死刑を存置するアメリカでは、死刑は特別な刑罰であることを理由に、いわゆるスーパー・デュー・プロセスという特別な手続保障がなされている。

アメリカの議論で根拠とされるのは「残虐で異常な刑罰」を禁止する合衆国憲法第8修正及び適正手続を保障する第14修正であり、これらは、残虐な刑罰を禁じる日本国憲法第36条及び適正手続条項である同第31条と共に通の基盤を有する⁴。

憲法第36条、第31条の趣旨に照らして、また、判例の示す特別な量刑判断を実現するという観点からも、死刑求刑可能性事件に対しては特別な手続保障が要請されるというべきである。そして、その手續保障の内容には、死刑求刑可能性事件に求められる弁護活動を十分になし得るだけの人的体制

⁴ スーパー・デュー・プロセスについては、台湾最高裁も、2024年、概要、同国の死刑制度は合憲であるとしつつ、スーパー・デュー・プロセスが確保されることが前提となる等の判断を示している。

も含まれる。

4 死刑求刑可能性事件における弁護活動の在り方

(1) 先に挙げた二つの平成27年最高裁決定が、死刑の選択が問題となる事件について、裁判所が十分な証拠を基に、死刑の選択が「真にやむを得ない」か否かを判断する責務を負うとしたことは前述のとおりである。

そして、自白事件であったとしても、弁護人が独自に調査・検討すべき範囲が狭まるわけではない。

逮捕直後の段階から被疑者・被告人が被疑事実を全面的に認め、細かな事実関係も含めて全く争おうとしない事件であっても、事件に関する被疑者・被告人の記憶が曖昧であり、記憶が一部欠損していることなども往々にしてある。そもそも、被疑者・被告人の認識自体が誤っている可能性も否定できない。

さらには、重大な事件を引き起こしたという罪悪感や、自身が抱える精神的な問題ゆえに、自己の認識とは異なる事実関係すらも全て受け入れ、早期に死刑判決を確定させようとする被疑者・被告人も確実に存在する。このような被疑者・被告人の場合、弁護人が必要な調査を怠った場合には、被告人が死刑となるべきではないとの視点を公判で示すという、弁護人に期待される役割を果たしていないと評価されることとなろう。

このように、死刑求刑可能性事件において、いわゆる「自白事件」であることは、弁護人の調査の範囲を狭める要因にはなり得ないのである。

(2) 1でも述べたように、死刑求刑可能性事件については、犯罪事実のみならず、量刑に関しても専門領域にわたる調査や、その調査結果を踏まえた検討を含む徹底した弁護活動が求められている。依頼者の命の懸かった事件を扱う以上、犯罪事実、量刑、いずれの領域に属する争点についても、深く、実質的な議論がなされ、それを踏まえた質の高い、徹底した活動が展開されなければならない。そのためには膨大な時間・業務量を投入することが必要となるとともに、犯罪事実、量刑の双方の領域について、多角的な視点からの検討が重要となることから、少なくとも4名の弁護人が必要である。

しかしながら、現状では、弁護人の選任が裁判所（裁判官）の判断に委ねられているために、3名以下の弁護人しか選任されない場合がある。そのため、弁護人の人数不足を補うための事実上の支援として、弁護士会がバックアップ組織を立ち上げて弁護人の支援を行うなどしている。当連合会としても、日弁連刑事弁護センターに死刑弁護プロジェクトチームを設置し、弁護人からの相談を受けたり、要請に応じて支援を行ったりしている。しかし、

これらは事実上の支援にとどまっており、支援者は無報酬で活動している上、支援者は弁護人ではないため被疑者・被告人との秘密接見ができないなど、支援には限界がある。

これに対して、検察側は、上述のように、捜査段階、公判段階を通じて検察官、検察事務官、さらに多くの警察官らが死刑求刑可能事件においてチームとして活動している。重大事件に対しては、必要なだけの人的資源を投入することが可能である。最高裁が求める公平な量刑が実現されるためには、弁護側にも、このような訴追側のチームによる活動に対抗し得るだけの人的資源が確保されるべきである。

アメリカ法曹協会（ABA）のガイドラインは、アメリカの連邦最高裁において、死刑事件の弁護活動の基準として扱われるに至っている（Rompilla v. Beard, 545 U.S. 374(2005)など）。

同ガイドラインは、死刑事件の弁護に特有な専門知識・知見を有し、経験を積んだ弁護士だけでなく、弁護士以外にも調査を担当する者や刑の減輕に関する専門家が加わったチームにより、複合的な視点をもって事件に取り組むことの重要性を指摘しており、あらゆる段階の弁護人は、有罪か無罪か、及び量刑の双方の点に関して、徹底し、かつ独自の調査活動を行う義務を負うとする。被疑者・被告人が、嫌疑を受けている犯罪について認めていようと、あるいはいかなる供述をしていようと、さらには圧倒的な証拠が有罪を示していようと、被疑者・被告人の意向にかかわらず、有罪・無罪に関する調査及び量刑に関する調査が実施されるべきであるとし、死刑事件の弁護に特有な専門知識・知見を有する経験を積んだ弁護士だけでなく、弁護士以外にも、被害者遺族への対応・調査を担当する者や刑の減輕事由に関する専門家が加わった最低4名によるチームによる弁護活動を求めている。同様の活動を可能とするためには、4名以上の弁護人がチームを組んで役割を分担し対応する必要がある⁵。一人の人間の生命が懸かっている事件においては、少なくとも、有罪か無罪かという点について複数人による活動が当然に要請されることに加え、量刑の妥当性を確認するための専門家、徹底した調査担当者という、いわば、量刑における複数態勢での活動が必要とされているのである。

(3) 以上のとおり、死刑求刑可能性事件においては、常に犯罪事実、量刑に重要な争点があることが想定されるところ、有志の弁護士や弁護士会又は当連

⁵ 精神科医・公認心理師・臨床心理士等、当該事件の有効な弁護に必要な専門性を持つ者を特別弁護人（刑事訴訟法第31条第2項）として選任することも検討されるべきである。

合会の事実上の支援に頼るのは本来在るべき姿ではなく、4名以上の弁護人を選任することにより、徹底した弁護活動を実現する必要がある。

5 弁護人選任に関する現行法の規定

(1) 国選弁護人について

現行の刑事訴訟法（以下「法」という。）及び刑事訴訟規則（以下「規則」という。）には、国選弁護人の人数を制限する規定はないが、法第37条の5が「特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる」と規定していることを根拠に、被疑者段階では、裁判官が3名以上の国選弁護人を選任しない場合がある。

確かに、法第37条の5は文言上、被疑者国選弁護人については一定の事件についてのみ2名までの選任を認めるものであるかのようにも読めるが、具体的な事件における必要な弁護活動の内容等を捨象してそのような制限を設けることには何ら合理的な理由がない（当連合会2011年2月18日付け「被疑者国選弁護人の複数選任制度に関する意見書」参照）。本来は法第37条の5を改正して3名以上の弁護人を選任することができることを明確にすべきではあるが（同意見書参照）、現行の規定を前提としても、運用上、3名以上の国選弁護人を選任することは可能であると考えられる。すなわち、法第37条の5は、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件」について、被疑者段階の国選弁護人を追加選任する場合の権限の所在を明らかにした規定であって、国選弁護人の数を2名以下に制限する趣旨の規定ではないと解釈されるべきである。

そもそも、実質的な弁護人による援助を受ける権利の保障は憲法の要請である（憲法第34条、第37条第3項）⁶。国家が被告人（国民）に刑罰を科すことは、被告人に十分な防御を尽くさせて、初めて可能となる。このような刑事手続の正義を確保するのが国選弁護制度である。このような観点から、事件の性質に応じた、必要な数の弁護人が選任される必要がある。

前述のとおり、死刑求刑可能性事件においては、常に犯罪事実及び量刑に重要な争点が存在し得るのであるから、このような死刑求刑可能性事件の特殊性に応じた、4名以上の弁護人の選任が認められるように法を解釈することが、憲法の趣旨にも適合するというべきである。

法第37条の5につき被疑者の国選弁護人を複数選任できる場合を限定す

⁶ 憲法制定経緯から分析するものとして、憲法的刑事手続研究会編「憲法的刑事手続」（日本評論社、1997年）404頁。憲法34条を根拠とする立場として、岡慎一「国選弁護人の複数選任」（自由と正義61号、2010年）107頁

る趣旨ではないと解釈することが可能であることは、裁判員裁判導入後、法定刑の要件を満たさない傷害致死事件についても被疑者段階で複数の国選弁護人が選任されるなどしたことからも明らかである。

そして、被告人段階では、法第36条を根拠に2名以上の国選弁護人を選任することは可能であると解釈されているのであるから⁷、被疑者段階でも、法第36条とほぼ同じ文言が使われている法第37条の2を根拠に、3名以上の国選弁護人を選任することは可能であるというべきである。

(2) 私選弁護人について

他方で、現行の法及び規則は、私選弁護人の人数について、被疑者段階では、「特別の事情」がある場合を除き、3名を超えることができないと規定している（法第35条、規則第27条）。また、被告人段階では、原則として人数を制限することはできないが、「特別の事情」があるときは、3名までに制限することができると規定している（法第35条、規則第26条）。

しかし、私選弁護人が選任される場合、前述のとおり、死刑求刑可能性事件では弁護人に特に高度な弁護活動が求められることから、常に、被疑者段階における「特別の事情」がある場合に該当し、弁護人の数を3名に制限することは許されないというべきである。被疑者段階において、規則第27条に基づき私選弁護人を6名選任することに「特別な事情」はないとした原々決定の判断を是認した原裁判所の決定について、最高裁判所が、事案が複雑で、頻繁な接見の必要性が認められるなど、広範な弁護活動が求められること等から、「特別な事情」があるとして、同決定を取り消した例も存在する（最高裁判所平成24年5月10日決定・刑集66巻7号663頁）が、死刑求刑可能性事件では常にこのような事情があるといえる。

(3) 前述のとおり、死刑求刑可能性事件においては、常に犯罪事実及び量刑に重要な争点が存在し得ることから、国選弁護人であるか、私選弁護人であるかを問わず、被疑者段階・被告人段階を通じて、4名以上の弁護人の選任が認められるべきである。

6 結語

以上のとおり、死刑求刑可能性事件においては、特別な手続保障がなされることが憲法上の要請であり、現在の死刑量刑に関する判例に照らしても、類型的に弁護活動の範囲が格段に広がることから、当連合会は、現行の法及び規則を前提とした実務上の運用として、死刑求刑可能性事件について、被疑者段階

⁷ 中山善房ほか編「大コンメンタール刑事訴訟法（第三版）第1巻」401頁〔永井敏雄〕

及び被告人段階を通じて、4名以上の弁護人が確保されるようにすることを求めるものである。

以上